

(第一類 第十八号)

第二回國会 決算委員会議録(筆記)第二十三号

衆議院

昭和二十三年六月二十八日(月曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 松原 一彦君

副委員長 竹谷源太郎君

大上 司君

高津 一郎君

戸叶 里子君

中垣 國男君

早川 崇君

農林大臣 豊川 一夫君

農林大臣 永江 一松君

農林大臣 佐藤 定吉君

農林大臣 菊山 克己君

農林大臣 嘉男君

農林大臣 嶽君

総理廳事務官 前田 功君

総理廳事務官 船田 享二君

総理廳事務官 藤田 嶽君

農林事務官 菊山 嘉男君

農林事務官 嶽君

農林事務官 前田 功君

農林事務官 佐藤 定吉君

農林事務官 菊山 嘉男君

農林事務官 嶽君

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八五号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八三号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八二号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八一号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八〇号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一七九号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一七八号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一七七号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一七六号)

農業改良局設置法案(内閣提出)(第一七五号)

運輸官制の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一八七号)

商工省官制の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一八六号)

内閣送付(予閣第一〇号)

工業技術廳設置法案(内閣送付)(予閣第二一號)
行政管理廳設置法案(内閣提出)(第一七九号)
農業改良局設置法案(内閣提出)(第一八三号)
水產廳設置法案(内閣提出)(第一八五号)

水產物及び水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に関する事務を処理すること。(漁網網の生産並びに漁船及び漁船用機関の生産及び検査に関するも

のを除く。)
第三條 水產廳に左の三部を置く。
第三條 水產廳に左の三部を置く。
第三條 水產廳に左の三部を置く。

但し、人事に関しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)に従つて処理しなければならない。

(漁政部)
第四條 漁政部においては、左の事務を掌る。

第五條 生産部においては、左の事務を掌る。

第六條 調査研究部においては、左の事務を掌る。

(生産部)

(漁政部)

(調査研究部)

(内部部局)

(漁政部)

(生産部)

(漁政部

二 水産増殖の調査研究の企画及

び取まとめに関する事務を処理すること。

三 前二号に掲げるものの外、水産に関する調査研究に関する事務を処理すること。

四 水産に関する資料の取まとめに関する事務を処理すること。

五 水産に関する科学技術の普及に関する事務を処理すること。

六 水産試験場に関する事務を処理すること。

（組織の細目）

第七條 水産廳の組織の細目について

ては、農林大臣がこれを定める。

（水産駐在所）

第八條 農林大臣は、水産物の需給調整及び漁業法（明治四十三年法律第五十八号）の施行に関する事務の一部を分掌させるため、臨時に、水産駐在所を設けることができる。

第九條 農林大臣がこれを定める。

（附 则）

この法律に定めるものの外、水産廳の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

（職員）

区域その他必要な事項は、農林大臣がこれを定める。

第十條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第十一條 農林省官制（昭和十八年勅令第八百二十号）の一部を次のように改める。

第一條中「農畜水產物」を「農畜產業」に改める。

第三條第一項中「八局」を「七局」に

改め、「水產局」を削る。

第六條 削除

第十二條 この法律施行の際現に存する水產局事務所は、この法律に基く水產駐在所となり同一性をもつて存続するものとする。

○永江國務大臣 水產廳設置法案の提案理由を御説明申し上げます。

申しまでもなく戦後日本經濟における水產の占める比重は著しく増大してあり、また將來日本が國際國家の一員として國際社會に加入する曉には

漁業の特殊性から鑑みて、さらにその重要性が加わってくると存じます。こ

のためにわが國水產業の基礎を固め、

將來の發展を期するため、邊境を防

ぎ、資源の維持をばかりながら漁場を

最高度に利用することが、わが國水產業の進むべき方向であります。このた

めには、その根底となるべき資料の整備、すなわち科學的調査研究が何より最も必要であります。そしてこれら調査

をもととしまして水產行政の根本方針を決定し、これにより各種漁業の科學的技術指導を徹底させる必要がありま

す。さらに日本經濟民主化の一環とし

て、農業における農地改革と相まって日本漁業の民主化の基本をなす漁業権制度の改革、及び水產業協同組合制度

をもととしまして水產行政の根本方針を決定し、これにより各種漁業の科學的技術指導を徹底させる必要がありま

す。さらに日本經濟民主化の一環とし

て、農業における農地改革と相まって日本漁業の民主化の基本をなす漁業権制度の改革、及び水產業協同組合制度

につきましては、目下早急立案案中であります。これに伴う企圖立案事務は複雑多岐でありまして、これら事務を所管する部局を整備し、もつて漁業の民主化を達成いたしたいと思います。

また終戦における日本經濟中、水產業の占める比重は著しく増大している

にかかわらず、水產に関する事務を所管する水產局の機構はまことに貧弱である。

第一條中「農畜水產物」を「農畜產業」に改める。

あつて、農林省の所管事務のうち水產の占める特異性とその重要性の見地から、水產行政を國際的にも、國內的にも強力に推進実施するためには、水產行政を所管する部局の長の地位はきわめて重要であります。

以上の理由から水產の行政機構を強化するため、農林省の外局として水產廳を設置することとしたのであります。

まして水產廳の内部部局としても、漁業、生産、調査研究の三部を設け、科学技術の組織的な取入れと、これに基く生産指導の徹底と、水產業の総合的発達、改善をはかること

をいたしたいのであります。

これが本法案提出の理由であります。

御賛同あらんことを切望する次第であります。

○松原委員長 次に農業改良局設置法案を議題とし、政府より提案理由の説明を伺います。

二 農業及び農民生活に関する経済学的研究の企画及び実施に関する事務並びに関係試験研究機関の行う当該研究の連絡調整に関する事務を處理すること。

三 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務を処理すること。

四 農業改良助長法（昭和二十三年法律第二号）に基く補助金及び委託金の交付に関する事務を處理すること。

五 農業及び農民生活に関する試験研究を行なう者の能力の向上に関する事務を処理すること。

六 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務に從事する者の能力の向上に関する事務を処理すること。

七 関係試験研究機関の研究の状況及びその成果の調査に関する事務を処理すること。

八 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務を処理すること。

九 農業及び農民生活に関する試験研究及び知識の普及交換に関する資料の收集、整理及び刊行に関する事務を処理すること。

基く命令を含む。）に従つてなさなければならぬ。

（組織）

第三條 農業改良局に左の三部を置く。

技術研究部

経済研究部

普及部

（技術研究部）

第四條 技術研究部においては、左の事務を分掌する。

一 第二條第一号の事務。

二 同條第四号、第五号、第七号及び第九号の事務のうち、農業

及び農民生活に関する自然科學的試験研究に関するもの

（経済研究部）

第五條 経済研究部においては、左の事務を分掌する。

一 第二條第二号の事務。

二 同條第四号、第五号、第七号及び第九号の事務のうち、農業

及び農民生活に関する經濟學的研究に関するもの

（普及部）

第六條 普及部においては、左の事務を分掌する。

一 第二條第三号、第六号及び第七号の事務

（組織細目）

第七條 農業改良局の組織の細目について、農業及び農民生活に関する

（報告の公表）

第八條 農林大臣は、毎年少くとも

一回、農業及び農民生活に関する試験研究の状況並びにその成果に

ついて、できるだけ詳細な報告を公表しなければならない。

第九條 第二條に規定する事務を掌
(職員)

2 前項の職員について必要な事項
は、政令でこれを定める。

附
錄

第十條 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

○永江國務大臣 農業改良局設置法案
の提案理由を説明申し上げます。

民生活の改善と農業経営の合理化、農業の
急速なる普及をはかるため、農業に
て緊要のことありますので、これが
基底をなす農業に関する試験研究につ
いては、今後國立農業關係試験場、大
学、専門学校、都道府縣農業關係試験
場その他民間機関において行われてい
る試験研究につきまして、一段と連絡
を緊密にし、重複反覆を排除して、わ
が國の農業事情と時勢の要求に應じ、
かつまた地方の事情と必要性とを正し
く考慮して強力に推進するとともに、
これら試験研究の成果を急速に農民に
普及して、農業及び農民生活の改善に
資する普及事業を一段と推進助長する
ために、今回農林省にこれら試験研究
並びに普及事業の責任ある実施機關と
して、農業改良局の設置を提案するこ
とになつた次第であります。

何とぞ憲章御審議の上、速やかに御
協賛あらんことを願いいたします。

○松原委員長 農業改良局設置法案の提案理由はプリントになつていますが、水産廳設置法案の方も同様に政府の方でプリントにしてお出しをお願いいたしたいと存じます。本日は委員の出席が少うござりますから、それを配付して、本日は両案は政府の説明だけに止めておきたいと思います。

○松原委員長 次に一昨日審議に入りました行政管理廳設置法案に対する質疑の繼續を行います。河合義一君。

○河合委員 私のお尋ねいたしたいことは、あるいは前のときにすでにそのことを申し上げまして、重複をしないかということをおそれるのでありますけれども、私の見ることろによりますと、この問題は非常に重大な問題でありますから、たどいそれが重複しておましても、さいわい本日は大臣が御出席になつておりますから——前には

によつてよく監督なさるのではないか、と思うのであります。そこでこれは私が始終申し上げることであります。そう別に予算も要らなければ、あすからでもやるうと思えばすぐできる一つの希望があるのであります。それは時間のことであります。この前も申したのであります。今日もそうです。私は八時に家を出まして新橋へ九時半ごろにつきました。本日の日暮里から新橋に参ります電車は、ほとんど押しつぶされるくらいな多数の乗客であります。その大多数が官廳等に出勤するところの人であります。議会は十時から始まるのでありますから、私どもは九時前後に出てくるのは当然であります。しかしながら官廳は執務は九時から始まるのであります。それならば私よりも一時間早くそういう人たちが電車に乘つておるならば、ああいう混雑はないのであります。これは戦時中でありますたが、私もその当時議会へ出ておりまして、やはり決算委員会で各省の毎朝遅刻する人間の数を調べてもらつたことがあります。それは井上良次委員がその資料を要求いたしまして、各省の朝の出勤時間にどれだけの人が時間通りに出勤し、どれだけの人が遅刻するかというその資料をもらつたことがあります。その中で一番遅刻の少かつたのは海軍省であります。そのほかの各省は多數の遅刻者がありました。私はその当時の状態よりもこの筋の方がはなはだしいと思うのであります。どれだけサンマー・タイムを施行いたしましたも、時間を浪費するならばサンマー・タイムの意味をなさない、あるいは食糧事情があり、あるいは住宅難によつて遠方から出勤するためであ

るというような、それは一つのブランクテスである。理屈をつければ何でもつけられる。最近私の友人が一つのおもしろい詩を送つてくれました。それは「早起雀群 去竹崎 人間侃夢 不知明」これは雀はすでに朝早くから起きているのに、人間は夢を楽しんで夜が明けたのを知らないということおもしろい詩を送つてくれたのですが、實際その通りなんです。これは一時間早く規定通り出勤して執務をするということではなくて、別に予算がかかることでも何でもない。いつ／＼からでもできる。大臣は今までの各省の役人の執務ぶりをどうごらんになつてゐるか。何らこのことは議会にもかれこれ言うことは資格がないのであります。十時が始まると間にみた出でまいりません。中には委員がそろつても政府委員が來なかつた。これは先週そういう事実があつたのであります。しかしこれは議会でも大きなことは恥ずかしくて言えないのであります。私どもは時間通り仕事をせぬのですから、しかしこれは黙つておつては、いつになつて改まるかわからりませんから、私はこのことを申すのであります。現在の役所の執務ぶり、この時間の点に関しまして大臣はどうお考えになつてゐるか。將來こういう点はどういう方針でおやりになるのか、伺いたい。

の制限が緩やかかもわかりませんが、大臣を初め時間通り、各省にお勤めになりましたから、夜遅くなつたり、役所以外の仕事をありますようが、しかしそれにしても下僚を率いていくといふ考えで、毎朝時間通り課長局長あたりが出勤してごらんなさい。その下の役人はみなそれにならうと私は思うのであります。

この点について、ひとつ大臣のお考えを承つておきたいと思います。

○船田國務大臣 ただいま河合委員の御指摘になりましたような事実は、われわれもお言葉通り認めておりますし、何とかして改善しなければならないということを考へてゐるのであります。殊に実を言えば、閣議などいろいろの事情で、時間が励行されないというようなところから、この問題はたびたび政府においても取上げ、殊に行政監察委員会の方でも取上げた結果を、私どもの方から閣議にも諮りまして、各省へ十分その点を通達いたしてあるのでありますが、今河合委員からも仰せがありましたように、政府首腦部及び議会などの時間も励行されていないような状態、これから改めなければならぬということも、私どもの方からも嚴重にたび々言いまして、一々改良と申しまするか改善と申しまするか、いたしていく方向に向つて、いと考へておる次第であります。行政監査委員会の方でも、もちろんそうい

う事實を監査いたしたのであります
が、そういう問題につきまして、また
個々のこまかい点につきまして、今まで
の行政監査委員会は、まことに臨時
のものであつたばかりでなく、昨年の
九月に設置されましても、全部が出そ
ろつて、すつかり活動するようになり
ますためには、三月以上もひまがかかる
りましたので、監査の期間が實際にお
いて非常に少なかつたために、思うよ
うに活動のできなかつたところもある
のでありますて、そういうような点か
ら考えましても、この監査制度といふ
ものを、三党政策協定にも監査制度の
強化というようなことがありますし、
ほんとうに恒久的な、確立したものと
いたしまして、十分に機能を發揮せし
める必要があるのではないか。但し監
査をいたしまして、各種の報告あるい
は勧告がありましても、それがそのまま
になつて、單なる作文になつてしま
つては何にもなりませんので、これを
どういうふうに具体的に実施に移して
いかくといふようなことにつきまして
も、十分に考慮をいたしたい、こうい
うふうに考えております。

のためには、またその上に監察制度ができるましても、実行しなければ何の役にも立たぬのであります。その点をどうぞ銘記していただきまして、私はこれを完全に行われたら、船田國務大臣は、決して便宜の國務大臣でなくして、一番光ると思いますから、この点だけでもぜひひとつあなたは命にかけても、これを励行してほしい。この前にも、委員長の行政組織法の本会議における報告の中にも、全國にあるところの官吏の数の莫大なことを聽いて私は驚いた。この多くの人が一時間ずつ、よけいじやなくとも、あたりまえにまじめに働いてくれたなら、それだけでも一部五分の行政整理はできるのであります。これは機構の建替をしなくても、あすからでもできる。私がこういう苦言を呈することは、どうぞ國民の声だと思って聞いていただきたい。私は重ねてそのことをお願いしておるのであります。

ただきたい。本日は同僚委員も出席が
はなはだ少いのでありますから、顔が
揃いましてからなお私はこの法案の内
容について質問をいたしたいと思いま
すが、本日は私はこれで終ります。

○松原委員長 それでは行政管理廳設
置法案に対する御質疑がありますか。

○田中(健)委員 過般行政組織法が本
會議を通過いたしましたわけです。そこで
これには重大な改正を加えまして、定
員、機構などについても大体法律でき
めるということにいたしてあるわけで
あります。ところがその後政府におい
ては各廳各省設置法の中にさらに定員
を政令で定めることを書いてよ
こしておる。これはこの委員会で修正
したところの意義を没却することにな
りはしないか。水産廳の場合において
も定員のことは書いておらないように
思われる。行政管理廳は結局機構とか
定員とか、そういうことを立案する役
所ではないかと思うのですが、その点
はこの間通過したところの基準法とも
言うべき國家行政組織法の精神をどの
よう御解釈なさつておるかというこ
とであります。

本委員会が改正いたしましたところの定員、機構、こういうものが法律によつてからなければならぬということ、これに対する御見解を伺いたい。第二点は行政部面に対する監察、こういう点が、他の監察の場合と同じことになるのではないかと思ひますので、この際明確にいたしておきたいと思いましてお尋ねいたいのであります。

○船田國務大臣　ただいまの田中委員からの御質問の定員の問題に関しましては、もちろん國家行政組織法が施行に相なりますれば、法律によつて定員を定める原則が適用されることに相なればならないのであります。現在のところその施行に至るまでは——もちろんこれは予算上の措置が伴つていなければならぬのであります。現在のところそのまでは政令でこれを定めることができないといふ原則が現在は行われておりますので、政府といつしましては、この国家行政組織法に対する修正の趣旨に副いまして、事実上定員あるいは機構などについてなるべく詳しく述明申し上げ、委員会の御了解を得たいとは思いますが、法律案に直接に規定いたしますことは、現在の原則には合しませんので、案からは除いて提出いたしておるような次第であります。その御了承をおきを願いたいと思います。

それから行政管理廳設置法案に規定してあります監察部における監察につきましては、これは一般的に行政事務たしておるのであります。各種の法律によりまして、別機関で行うべきものにつきましては除く趣旨であります。その他の監察をいたすことを目的としたしておるのでありますが、各種の法律によつてつきましては、これは直

接には、少くとも監察部においては取扱わないつもりであります。従つて重複することにはならないと考えております。

○田中(健)委員 そういたしますと第五條に「行政管理廳に置かれる職員について、必要な事項は、政令でこれを定める。」こういうことであります。これは定員の意味じやないのですね。

○船田國務大臣 これは定員を含んでおります。

○田中(健)委員 そうしますと、國家行政組織法が參議院を通過しまして、一月一日に施行される、そのときにはこことのところは当然に國家行政組織法の基準法に則つて直さなければならぬでしようが、ここに何も書いておかなくとも政府においては差支えないのですか。

○船田國務大臣 お言葉の通り行政組織法が施行になりますれば、それに應じて当然にこのところを改正いたす予定であります。

○田中(健)委員 そうするとこの法律の改正案が議会を通らなければならぬことになりますが、それをいつに議會に提出されるとともいひでしよう。それはそのときに改正案を國会に政府から提出されることもしいのだろうと思ひますが、今からここのにはつきり書いておいたらどういふのですか。政府はどういうお考えをもつておりますか。

○船田國務大臣 当然に改正しなければならないことがありますので、別にここに規定しておく必要はないかと思うのであります。

○田中(健)委員 そうすると來年の一月一日からこの法律が施行になりますから、その施行当時の國会にこの法律

卷之三

の改正案を提出する、こうすることにありますか。

○船田國務大臣 言葉の通りであります。

○田中(健)委員 まだいろいろ尋ねたことがあります。これがたくさんあります、何しろこの委員会にはたくさん法律があります。

○河合委員 して、出たかと思うとひとつこんでみたり、こういう状態にありますので、実は本員としてもあまり研究をいたしておらないので、若干のお尋ねを保留しておきたいと思います。御了承願いたいと思います。

○河合委員 私はもう一言だけつけ加えておきたいと思います。それは朝の執務時間が遅れることです。こういうことがある筋へわかつたらまたこれを言われるだらうと思う。殊にアメリカという國は時間を非常に正確に守る國でありまして、時間通りに事を行うことをワシントン・タイム——國祖のワシントンがそうであつたので、ワシントンを記念してワシントン・タイムと申しておるのであります。このことは必ず指摘されるに違ひない、そんな情けないことでは私はいけないと思う。

このころはなくなりましたが、道を歩くのでも進駐軍の命令によつて左側を歩けといふよくな、何でもないことさえも進駐軍の命令によらなければ行わねないといふよくな、こんな隸屬的な國民であれば、私は愛想が盡きるのであります。日本の政治を掌るもののがこんなことを指摘されるよくな、そんなさまの悪いことがやれましようか。指摘されぬうちにやつていただきたい。このことを一應申し上げて御意見を承つておきたい。

○船田國務大臣 言葉通りのことと

考えますので先ほど申し上げましたよ

うに、すでに今まででもいろいろとこ

れについて努力いたしてまいつておる

次第であります。御協力を得まして

十分に御意見の通りのことができま

す。よう、努力いたしたいと考えてお

ります。建設省設置法案、行政管理廳設置法

案、水産廳設置法案等に関する各党の

態度を至急御決定していただきたいと

思ひます。さうして本日は午後一時か

ら決算委員会と國土計画委員会の連合審査会がこの室でありますから、その

ことを委員長は希望いたします。

この際一應休憩いたしたいと思いま

すが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松原委員長 それでは暫時休憩いたします。

〔以下筆記〕

午後二時二十分開議

午前十時四十九分休憩

あとで態度を御決定になりました分か

らなるべく最後の決定を得たいという

ことを委員長は希望いたします。

○松原委員長 その際一應休憩いたしたいと思いま

すが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松原委員長 それでは暫時休憩いたします。

〔以下筆記〕

午後二時二十分開議

六日予備審査のため本委員会に付託さ

りました商工省官制の一部を改正す

る法律案及び工業技術廳設置法案(内

この申込みに應する件をお詫びしま

す。

○河合委員 今まで連合審査会は数回開いたのですが、あまり審議能率上適

切とも思われませんし、かつまたこの会期が切迫いたした今日でもあります

ので、なるべく簡単にしてはいかがですか、もし申越しの分を引受けるとし

ても、一回限りくらいしか事実上でき

ねと思います。

○木村(勝)委員 明日開会の予定と

して、決算委員会で審議中のものと、新たに重要法案として提案説明を聞く

委員長としての御用意を承つておきます。

○松原委員長 それでは前述の鉱工業委員長よりの申込みについては受けな

いわけにも参りませんから、開会するに異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶものあり〕

○松原委員長 御異議なしと認め、右連合審査会開会の手配をいたします。

明二十九日午後一時より開きますから、念のため申し上げておきます。

それからただいま審議中の法律案中行政管理廳設置法案と、本日午前提案説明のありました農業改良局設置法案並びに水産廳設置法案と建設省設置法

ことですから、明日に審査を廻ばします。

本日はこれで散会いたします。
午後三時三十分散会

昭和二十三年九月二十九日印刷

昭和二十三年九月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局